

香芝市上下水道事業の企業職員の併任に関する規程をここに公布する。

令和5年11月1日

香芝市上下水道事業の管理者
の権限を行う市長
香芝市長 福岡 憲宏

香芝市上下水道事業管理規程第4号

香芝市上下水道事業の企業職員の併任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上下水道事業（香芝市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）第1条第1項に規定する水道事業及び同条第2項に規定する下水道事業をいう。以下同じ。）に関する事務を効率的に執行するため、市長の事務部局の職員を上下水道事業の企業職員に併任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(併任)

第2条 会計課に属する職員は、その職にある間、上下水道事業の企業職員に併任するものとし、併せて現金取扱員を命じ、次に掲げる事務に従事させる。

(1) 現金の出納及び保管に関する事務

(2) 上下水道料金等の収納に関する事務

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。